

法務省の人権擁護機関による子どもの人権問題に関する取組

人権相談

子どもの人権110番(全国共通・通話料無料)

- ・「いじめ」や体罰、虐待といった子どもをめぐる様々な人権問題についての相談を受け付ける専用相談電話
- ・電話は、最寄りの法務局につながり、法務局職員又は人権擁護委員が相談に応じ、子どもが相談しやすい体制を整備

チャット人権相談 (LINEじんけん相談、子どもの人権SOSチャット)

- ・子どもが利用しやすい相談体制の整備に向けて、LINEや、GIGAスクール構想による1人1台端末等からの人権相談を実施

子どもの人権SOSミニレター (便箋兼封筒)

- ・全国の小中学校の児童・生徒を対象に、便箋兼封筒付きのミニレターを配布し、法務局職員又は人権擁護委員が返信

子どもの人権SOS-eメール (インターネット人権相談)

- ・パソコン、スマートフォンなどからインターネットを利用して、いつでも人権相談することができ、後日、最寄りの法務局からメール、電話又は面談により回答

- ・被害申告があった場合には、人権侵犯事件として調査の上、事案に応じた救済措置を講ずる。

「子どもの人権相談」強化週間

- ・子どもの人権110番及びLINEじんけん相談においては、人権相談活動を強化することを目的として、全国一斉「子どもの人権相談」強化週間を実施。

- ・平日の相談受付時間を延長するとともに、土・日曜日も相談に応じている（令和7年度は、令和7年8月27日(水)～9月2日(火)に実施）。



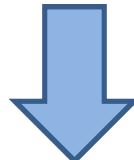
法務省人権擁護局・全国人権擁護委員連合会



1270

インターネット上の人権侵害情報に関する人権侵犯事件の処理について

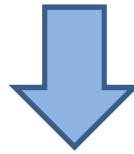
人権相談等



人権相談
※2万2215件



人権侵犯事件として立件



人権侵犯事件
※処理: 5164件

プロバイダ等への削除依頼等の 具体的方法に関する助言等

※援助: 2270件

相談者ご自身で削除依頼をすることが困難である場合 又は 相談者ご自身で削除依頼をしたが応じてもらえなかった場合

法務局において、当該情報の違法性を判断した上で、
プロバイダ等への削除要請を検討



削除要請を実施

※要請: 1610件 (a)

⇒ 削除: 1028件 (b) 【63.85% (b/a)】



削除要請を実施しない

※侵犯事実不明確: 880件

※対象期間は、令和4年1月から令和6年12月まで。

人権侵犯事件の処理については、記載の要請等のほか、打切り(調査中に対象情報が削除され、申告が取り下げられる)等により終了する場合がある。

（項目）法的問題解決のための情報提供の充実

日本弁護士連合会・弁護士会と連携しつつ、日本司法支援センター（法テラス）の法的問題解決のための情報提供の充実及び国民への周知を図る。

➤ 日本司法支援センター（法テラス）



【情報提供の充実】

- 自殺の要因となり得る法的問題解決のための法制度・相談窓口に関する情報を提供
- 関係機関・団体等との連携のもと、自殺予防週間・自殺対策強化月間に合わせて、自殺の要因となり得る法律、労働、教育、健康等の問題に関し、各種専門職と共に相談会を実施
- 大規模災害に関する問題については、被災者向けに設置されたフリーダイヤルにより、法的問題解決のための情報を提供（令和6年能登半島地震及びいわゆる令和6年奥能登豪雨の被災者に對して、無料法律相談を実施）

【国民への周知】

- 法テラスの業務の周知を図るため、関係機関等にパンフレット等を配布するほか、テレビ広告、新聞広告、インターネット広告等を有効活用